設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑭　詳細は入札説明書による。

7　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kobayashi Minoru Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract :

A　Construction work of the superstructure of the Kubokawasagadoro Kumai tunnel

B　Construction work of the superstructure of the Tsushimadoro Tsushima-minami IC ramptunnel

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 21 October 2019

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 24 January 2020 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 24 January 2020 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 24 January 2020)

(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和元年９月24日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　池田　直太

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第６号

1　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　松山港吉田浜地区土質調査

(3)　業務内容　本業務は、松山港吉田浜地区防波堤の設計に必要な資料を得るためにボーリング及び原位置試験を行い、併せて物理試験を行うものである。

(4)　履行期間　契約締結日より令和２年５月29日までとする。

(5)　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格又は予決令第85条の基準に準じて予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務に定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6)　本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(7)　本業務は、本業務の入札参加者として指名された者に対し、見積参考資料を開示する業務である。

(8)　本業務は、若手（平成31年４月１日時点で満45歳以下）の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者という。）を配置できる、「若手技術者育成制度」試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

(9)　本業務は、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」）、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。

2　指名されるために必要な要件

(1)　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　四国地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級の決定を受けていること。

③　四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(2)　入札参加者を指名するための基準　参加表明書を提出した者のうち、(1)の要件を全て満たす者の中から、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、10者指名する。ただし、(1)の要件を全て満たす者が10者未満の場合はこの限りでない。なお、10者目が複数である場合には、平成31年４月１日改正「四国地方整備局（港湾空港関係）通常指名競争入札方式・標準プロポーザル方式指名審査基準（業務）」に基づき上位10者を指名する。

①　参加表明者の経験及び能力

②　配置予定管理技術者の経験及び能力

③　業務実施体制

3　総合評価に関する事項

(1)　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。